

横須賀市太極拳協会 指導委員会規則

制定 2009 年 1 月 1 日
一部補足 2025 年 4 月 1 日

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は横須賀市太極拳協会（以下、協会という）と称する。

(目 的)

- 第 2 条 1. 本会は、太極拳を通して指導員の技術の研鑽・向上を目的とし、併せて地域に於ける普及・振興の上で協力する。
2. その他の目的達成にあたって必要事項においてもすべて協力する。

第 2 章 指 導 員

(正指導員及び資格)

第 3 条 本会の指導員は、以下に示す正会員によりなる。

1. 正会員 協会に所属し、会の指導法による太極拳を修学している者。
2. 日本武術太極拳連盟公認指導員資格習得者であること。
3. 公認B級指導員、二段以上であること。
4. 8年以上修学し、補助歴3年以上であること。
5. その他、代表者が推薦をし認めたものである者。

(指導員の資質)

- 第 4 条 1. 指導員は、指導に当たっては常に情熱を持ち高い技術や深い知識に優れ、社会的にも信頼される人間性を備え、日々自己の研鑽に怠りのない者であること。
2. 指導員は、技術の向上と普及を図る上で、太極拳の奥深い幅広い内容の全体像を会員が把握できるよう、具体的に客観的な基準で技術指導を理解し習得しなければならない。

(資格取得基準)

第5条 1. 公認指導員資格習得は、

公認 普及指導員・一級以上

公認 C級指導員・初段以上 修学歴5年以上 指導歴3年以上

公認 B級指導員・二段以上 修学歴7年以上 指導歴5年以上

公認 A級指導員・三段以上 修学歴10年以上 指導歴10年以上

2. その他、理事長が推薦した者

(指導料)

第6条 1. 上記第3条、第4条、第5条を基準として公認資格、その他を合わせて理事会で決定する。

(その他)

※ 指導員更新登録料の3割を協会より負担する。

※ 補助指導員は、教室指導委員会が推薦し認めた者。

<確認事項> 段取得と指導員資格の習得関係

※ 段取得と指導員資格習得については、上記第5条に準ずる。

1級取得後、普及指導員資格

初段取得後、C級指導員資格

二段取得後、B級指導員資格

で習得することが望ましい。

三段以上は、C級指導員資格以上を習得していることが望ましい。